

1

発達障害のある人の法的支援

—加害トラブルを中心として

堀江 まゆみ（白梅学園大学）
山田 恵太（アリエ法律事務所）

2

刑事手続における 発達障害のある人の現状

3

刑事手続における障害のある人

・新規受刑者における能力検査（CAPAS）値
【2015年矯正年報】

テスト結果	割合
120以上	0%
110~119	1%
100~109	8%
90~99	21%
80~89	27%
70~79	22%
60~69	12%
50~59	5%
48以下	3%
不能	1%
テスト	1%

新規受刑者のうち、約20%の方に知的障害の疑いあり？

4

自分自身の経験から

・今まで受任した刑事事件における障害のある人の割合（2016年10月末時点）

やはり、多くの障害のある人が刑事手続に

5

自分自身の経験から

・障害がある人のうち、診断等（手帳、自立支援医療含む）を受けていた人、福祉サービスを利用していた人の割合

事件前に福祉に繋がっている人は多くない

6

なぜ障害のある人が多いのか？

・障害があることは、犯罪行為を誘発する直接的原因ではない（国外における現在までの研究でも、このような因果関係は認められていない）

・では、なぜなのか？（仮説）

- ① 取調べにおいて自白をとられやすいなど、刑事手続において有効な防御をする機会が奪われている
- ② 障害があることゆえの生きづらさを抱え、犯罪行為に至らざるをえないような心理的・環境的な要因がある

7

冤罪の発生 (①に関して)

- 宇都宮事件 [宇都宮地判平成17年3月10日]
 - 2004年8月、重度の知的障害のあるAさんが中学生に対する軽微な暴行容疑で宇都宮東警察署に逮捕された際、Aさんは、その取調べのなかで、未解決の連続強盗事件の犯行を自白したとして再逮捕され、起訴された
 - 裁判でAさんは検察から懲役7年の求刑を受けましたが、判決直前に真犯人が現れ、判決では連続強盗は無罪となった(暴行罪は罰金)
- 大阪地裁堺支部での放火冤罪事件 [平成22年11月26日公訴取消]
 - 2010年1月、知的障害のあるBさんは、前年12月に長屋にライターで放火したなどとして、現住建造物等放火罪などで起訴された
 - 検察官は、Bさんは捜査段階で放火を自白したとしていたが、その後、同地検堺支部は、Bさんには妄想を交えて話す傾向があるなどとして公判前に起訴を取り消し、地裁堺支部が公訴棄却を決定した

8

行為に至ってしまった要因 (②に関して)

- 今まで担当した事件における障害のある被疑者・被告人の方の状況 (個人的な感想)
 - 自尊心が低下していることが多い
 - 社会から孤立してしまっている方も多い
 - 金銭的に厳しい状況におかれた方も多い

生物・心理・社会 (BPS) モデル

生物的要因: 疾患、障害、気質、発達特性など

心理的要因: 不安、葛藤、希望、欲求、理解など = 本人の認知・感情

社会的要因: 地域社会、家族、職場、学校、友人など = 周囲との関係・本人をとりまく環境

中心: 犯罪行為

9

支援の必要性

- 刑務所の体制
 - 従来
 - 医療刑務所 (八王子、岡崎、大阪、北九州の4カ所)
 - 「養護工場」
 - 近年
 - 香蓮川、播磨、島根あさひの各社会復帰促進センター (民間会社が処遇の一部を担うPFI刑務所) が障害のある人に対する専門的処遇 (SSTなどを取り入れた処遇) を開始
 - しかし対象となるのは、初犯など限られた条件に当てはまる人だけ
- 刑務所の処遇
 - 社会から隔離された環境
 - 特殊な環境のみに慣れてしまい、さらに適応が難しくなっていく
 - 「刑務所滞り」のレッテルで、受入先がさらに減る
 - 刑務所に入ることにより、本人の自尊心や自己効力感がさらに低下

矯正施設の処遇は、障害のある人に十分対応できていない
= 受刑するだけでは解決しない

10

福祉的支援が届いていなかった?

- いくつかの刑務所に収容されている知的障害のある方または知的障害が疑われる方410名のうち、療育手帳所持者は26名 (6.34%) 【平成18年厚生労働科学研究における実態調査】

本来、福祉的支援が必要であったにも拘わらず、その支援を受けることができていなかった人が多数いる

裁判の段階を通して、
裁判官、検察官 (および警察官)、弁護士も
その人の障害に気が付かないケースは非常に多い!!

11

負のスパイラル

不適切な報道
「人を殺す経験してみたかった」
「猟奇的」「不可解」

司法や社会の誤解・偏見
「反省してない」「凶悪」
「何をするか分からない」

専門的なプログラムの欠如

厳罰化
暮らしにくい地域
出後の支援の欠如

再犯・エスカレート

12

刑事事件における障害のある人の支援

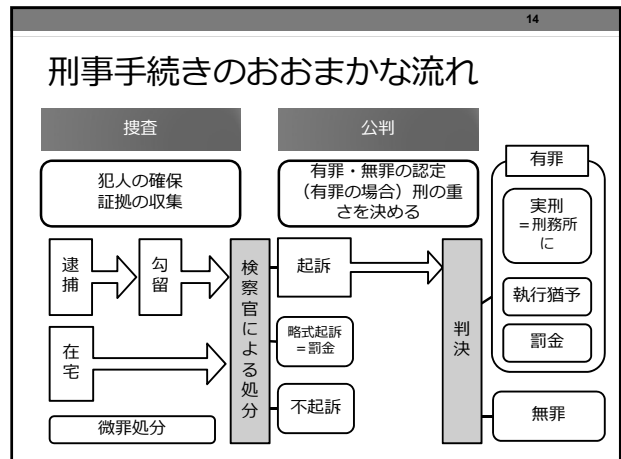
本来、福祉的な支援を必要とする障害のある人や高齢の人が、刑事裁判の手続の中におかれ、場合によっては矯正施設へと収容されている

障害のある人のために、
刑事手続きの段階、もしくはそれ以前の「トラブル」段階から福祉的支援を行っていくことが求められる

刑事手続になっても、司法の手全てを委ねるのではなく、一緒に支援を続けていくことが可能!

13

加害トラブルが起きたらどうなる？ — 刑事手続の概要



15

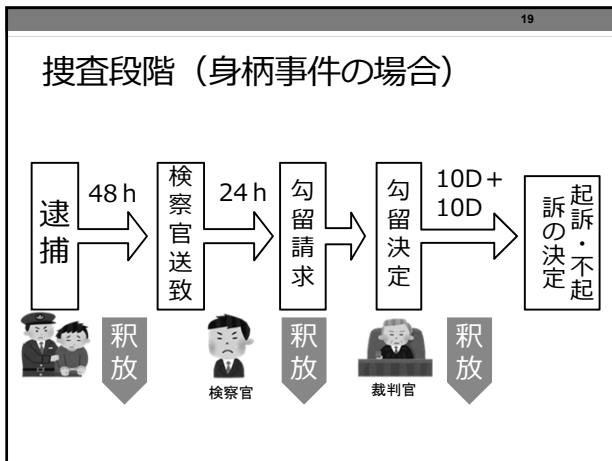
よく出てくるワード

被疑者	ある嫌疑をかけられて捜査機関（警察・検察）の捜査対象となっている人（まだ裁判になっていない段階） ※報道では「容疑者」などと呼ばれる
被告人	起訴された人（裁判になっている段階） ※「原告」「被告」は民事事件
公判	刑事事件の公開の法廷における審理手続
裁判員裁判	一定の重大な犯罪について裁判所が相当と認める場合に、一般市民の中から裁判員を選任して、裁判官とともに刑事公判に臨み、判決を決める手続

- 16
- ### 身柄事件と在宅事件
- 身柄事件（みがらじけん）
 - 被疑者・被告人となった人が、逮捕・勾留されて、警察署の留置施設や、拘置所にいる事件
 - 在宅事件（ざいたくじけん）
 - 被疑者・被告人となっても、逮捕や勾留はされない事件
 - 自宅から、取調べや裁判に行く
- 身柄事件であっても、途中で釈放されて在宅事件となるケースもある

- 17
- ### 弁護士って何？
- 弁護士
 - 被疑者・被告人となった人の「弁護」をする人
 - 原則として、弁護士が弁護人となる
 - 私選弁護人（しせんべんごにん）
 - 本人や家族が弁護士に報酬を払って依頼する弁護人
 - 国選弁護人（こくせんべんごにん）
 - 一定の要件を満たした場合（資力がないなど）に、国が国費で選任する弁護人
 - 裁判前の段階（捜査段階）においては、身柄事件（しかも勾留後）であることが必要

- 18
- ### 早期に弁護人を付けるには？
- 知っている弁護士がいれば、すぐに連絡
 - 当番弁護士制度
 - 身柄事件の場合に、各弁護士会に依頼することで、弁護士が1回無料で逮捕された人に面会に行く制度
 - 本人・家族に加え、支援者でも申し込むことが可能
 - そのまま当番弁護士に私選弁護人になってもらったり（身柄事件で資力がない場合には援助制度もある）、国選弁護人になってもらうことができる



20

面会の様子

- 捜査段階は、警察署内の留置場がほとんど
- 起訴後は、拘置所に移されることになる
- 一般面会は、基本的に1日に1回
 - 1回の面会時間は約15分程度
 - 職員の立ち会いあり
- 弁護人面会の場合
 - 立ち会いがない
 - 時間・回数の制限がない

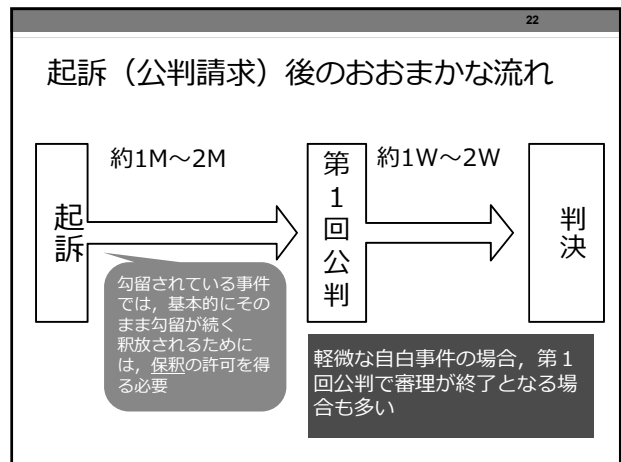
21

捜査段階における弁護人の活動

- 不起訴を目指す
 - 嫌疑不十分，起訴猶予・・・
- 早期の釈放を目指す
 - 勾留請求しないように申入れ，勾留決定しないように申入れ，勾留決定に対する準抗告
 - 勾留延長請求しないように申入れ，勾留延長決定しないように申入れ，勾留延長決定に対する準抗告
- 不当な取調べから護る

勾留の要件

- ①住所不定
- ②罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由
- ③逃亡すると疑うに足りる相当な理由



23

主な判決および刑罰の種類

無罪

その人が罪を犯したと認められない場合の判決
(例：犯人とは認められない，正当防衛が成立する，責任能力がない)

有罪の場合

死刑・懲役刑・禁錮刑・罰金刑など

懲役刑・禁錮刑・罰金刑の場合には，一定の条件（執行猶予は3年以下の懲役・禁錮，50万円以下の罰金であること等）のもとで執行猶予が付く場合がある

24

執行猶予について

- 判決で刑を言い渡された人が，執行猶予期間に他の刑事事件を起こさずすめば，その刑の言渡し自体がなかったことになる制度
- 具体例：懲役3年執行猶予5年
 - 本来3年間刑務所に行かなければならないが，すぐに刑務所に行かなくてもよい
 - 5年間無事に過ごせば，懲役3年の言い渡しはなかったことになる
 - 5年以内に別の事件を起こせば，執行猶予が取り消され，3年間刑務所に行くことになる
(+新しい別の事件でも刑罰を受ける)

25

公判段階における弁護人の活動

- 有罪とすることに合理的な疑いが残る場合
→無罪を求める
- 有罪となることに争いが無い場合
→執行猶予が可能であれば執行猶予, そうでなければなるべく刑期が短くなるように求める

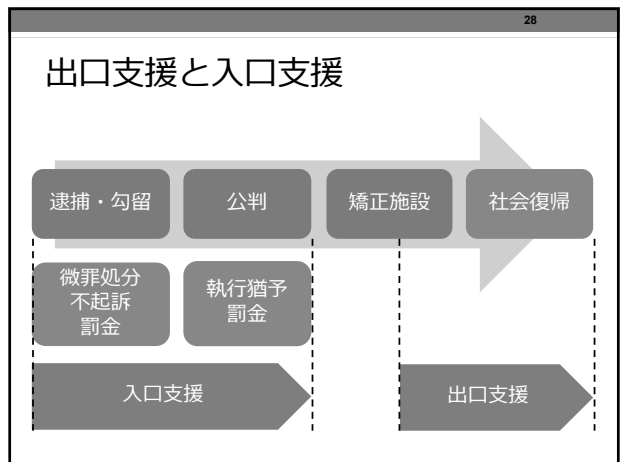
26

弁護士はなぜ減刑を求めるのか?

- 犯罪行為の背景に障害がある場合, 障害がない人と同程度の非難はできない
 - 対人関係の困難性や周囲の無理解によりもたらされるストレスが関与した行為
 - 障害への無理解や援助技術の不足からもたらされるパニックからもたらされる犯行
 - 生育歴の中で積み重ねてきた孤独からもたらされる犯行
- 障害があること故に不利益な判断をすることを防ぐ
 - 「反省している」ように見えないことからの刑の(相対的)加重
 - 帰住先(受入先)が限定されることによる刑の(相対的)加重
 - 障害ゆえに自分をコントロールできないのではないかという抽象的な不安からくる再犯防止の危険性という観点に基づく「刑務所行き」という判断

27

加害トラブルが起きたらどうする? —支援の形



29

出口支援

- 地域生活定着支援センターの設置
 - 帰住地調整の支援 (コーディネート業務)
 - 施設等への定着支援 (フォローアップ業務)
 - 福祉サービス利用等の地域定着支援 (相談支援業務)
- 矯正施設への社会福祉士の配置
- 保護観察所への担当官の配置
- 指定更生保護施設に福祉スタッフを配置
- 弁護士の関わり (生活保護の申請, 債務の整理...)

30

出口支援だけでは足りない

- 出口支援の対象者は, **刑務所を出所する人**
- 平成28年版犯罪白書
 - 検察庁の新規受件件数
• 118万4149人
 - 起訴
• 33万3755人
 - 刑務所への入所
• 2万1539人

31

入口支援

- 新長崎モデル
 - 社会福祉法人南高愛隣会が最高検、長崎地検と共に策定したモデル
 - 地域生活定着支援センターの社会福祉士が被疑者・被告人の障害の有無や程度、犯行に与えた影響等を分析し、その後の更生支援計画書を作成する →裁判所や検察に提出 →釈放後の生活につなげる
- 地方検察庁に社会福祉士を配置（社会復帰支援室などの名称で）
- 検察庁と保護観察所による事前調整モデルの試行
- 弁護士会による専門弁護士派遣制度の広がり

32


全国における入口支援の取り組みの例 (弁護士会)

- 大阪
 - 社会福祉士会および地域生活定着支援センターと連携
 - 弁護士からの依頼に応じて、社会福祉士が無償で活動
- 東京/神奈川/金沢/山口/仙台/千葉
 - 弁護士会が社会福祉士や精神保健福祉士協会と連携
 - 弁護士からの依頼に応じて、社会福祉士・精神保健福祉士が活動（東京は、費用については弁護士会が援助）
- 愛知/兵庫/札幌
 - 地域生活定着支援センターと連携
- 福岡
 - 基幹相談支援センターと連携

33

一般社団法人東京TSネット

- 地域でトラブルに巻き込まれた障がいのある方を支援するために、福祉専門職、弁護士、医師などが集まって立ち上げた団体
 - 2015年4月1日から一般社団法人に
 - ML参加者数：224名（2016年9月現在）



東京TSネット

<http://tokyo-ts.net>

34


東京TSネットの活動

- 活動の柱
 - 更生支援コーディネート
(個別ケース支援)
 - 定例会・事例集の作成
 - 出前講座
- その他
 - MLでの情報共有
 - 地域TS（江戸川区、荒川区、大田区・・・）

35

①更生支援コーディネート


- 福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人に関して、支援を行う活動
- 障害のある人が刑事事件における加害者の立場になってしまったケースについて、弁護士からの依頼に基づき、担当支援員（更生支援コーディネーター）を派遣
 - 留置場・拘置所での面会
 - 更生支援計画を作成
 - 裁判で証言



36

②定例会・事例集の作成

- 月に1回開催
- 主なプログラム
 - 講師を招いての勉強会（1時間）
 - 事例の検討（1時間）
 - その他情報交換
- 今年度のテーマ
 - 児童虐待の実務と知的障害領域の繋がりについて
 - ご本人の思いやニーズをうかがい知るには？～初回面談などを想定して～
 - 刑務所でのソーシャルワーク業務を通して感じたこと～全ての人間は人間である～ などなど



37

②定例会・事例集の作成

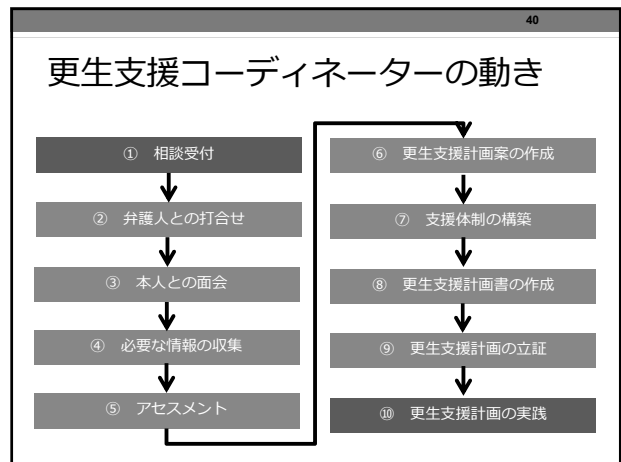
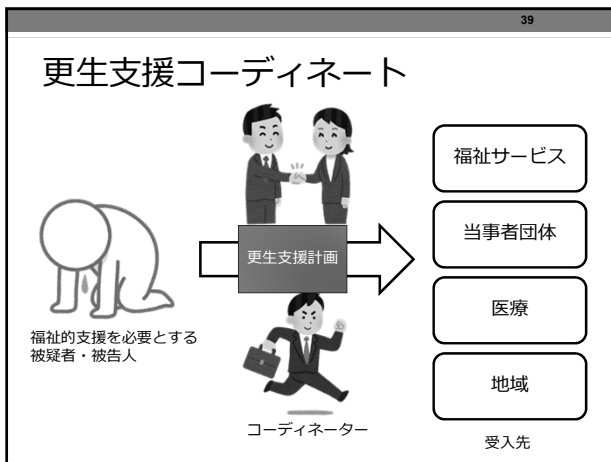
地域共生社会をめざす司法と福祉のコラボレーション
障害のある人と社会をつなぐ
トラブルシューター
事例集
2018年11月

- ・事例集
 - ・身近なトラブル事例について、司法の立場、福祉の立場など、さまざまな視点から1つの事例を解説
 - ・加害事例、被害事例問わず掲載
 - ・パニックになり通行中の女兒に怪我をさせてしまった
 - ・移動支援中の傷害事件とヘルパーの責任
 - ・手帳の不更新による雇止め
 - ・突然の採用内定取消し
 - ・現在は、ホームページ上に公開
- ・目的
 - ・司法と福祉が連携していく上で、議論の素材の1つとすること
 - ・連携の形を模索

38

③出前講座

- ・個別ケース支援を行うにあたっての、地域との繋がり的重要性
- ・実施の内容
 - ・都内の事業所など約1600カ所にチラシを配付
 - ・2年間で、約60カ所を実施
- ・目的
 - ・司法と地域の福祉の連携のきっかけとする
 - ・地域でのトラブルにどのようなものがあるのかを教えてください！
 - ⇒福祉だけ・福祉だけでは、当事者の方の権利を守れない！



41

更生支援計画とは

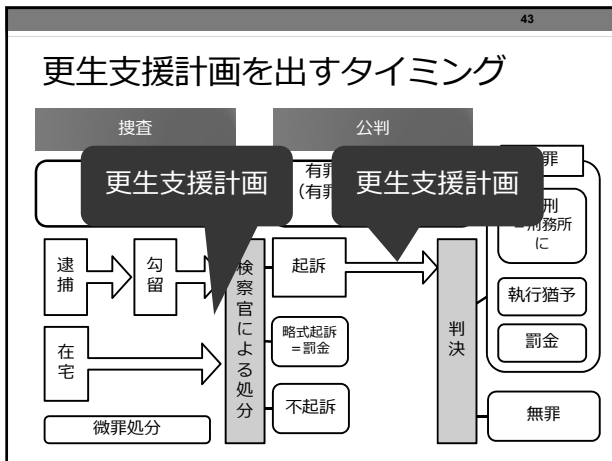
被疑者・被告人となった障がいのある方の障がい特性を踏まえた上で、その方が同じ行為を繰り返さないために望ましいと考えられる生活環境や関係性、必要な支援内容について具体的に提案するもの

- ・なぜ本人が犯罪に及んでしまったかの背景を分析した上で、同じような行為に再び及ばないですむような支援体制としてどのようなものが考えられ、具体的にどのように支援するのかを提案

42

作成の目的


1. 被疑者・被告人の方に必要な福祉的支援を提供すること
2. 支援内容を本人、弁護士、支援者間で共有することで、具体的な支援につなげること
3. 司法の立場にいる人（裁判所、検察官、弁護士）にその方の障がい特性を理解させ、福祉的支援の確立が再犯防止につながることを立証すること



44

東京TSネット支援検討委員会

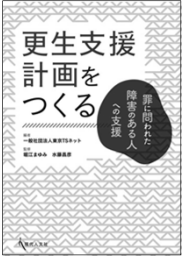
- 支援の質の向上のため、月に1回、各分野の専門家が集まり、個々のケース支援について検討を行う
- メンバー
 - 精神科医
 - 福祉支援者、臨床心理士
 - 臨床心理士（クリニック勤務）
 - 保護者、自立支援協議会
 - 大学教授（福祉、教育）
 - 大学教授（心理）、臨床発達心理士



45

更生支援計画をつくる

- 「更生支援計画をつくる 罪に問われた障がいのある人への支援」
 - 一般社団法人東京TSネット・編著
 - 堀江まゆみ、水藤昌彦・監修
- 初めて更生支援計画をつくる方に向けた本
 - そもそも罪に問われた障がいのある人への支援の必要性
 - 更生支援計画とは？
 - 刑事手続の概要
 - 更生支援計画の具体例



46

地域型TS

東京全体を対象とするネットワークでは、網の目が粗すぎる

地域の情報が分からない
受け入れてくれる事業所と直接繋がらない
刑事事件にならないトラブルに対応するのは地域の支援者

より地域に密着したネットワークの必要性

東京全体を対象とした東京TSネットに加えて各地域に密着した「地域型TS」のネットワークを！！

47

地域型TSとの連携イメージ

地域型TS	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事事件にならないトラブルへの対応 ○ 「触法障害者支援」についての啓発活動
東京TS	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事事件になってしまった事件への対応（更生支援計画の作成・情状証人として出廷など）
地域型TSと東京TSの協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での帰住先・活動先の提供 ○ 訪問による相談、ケア会議による情報共有
地域型TS	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での支援

48

東京TSネットが目指しているもの

- ネットワークによる切れ目のない支援
 - 各分野が連携し合い、地域における有機的なネットワークを構成する
 - 各分野が相互理解をし、丸投げ・抱え込みをしない
- ご本人中心の支援
 - あくまでも主体は「ご本人」→意思決定支援
 - 常に「より制限的でない方法」での支援を考える
- 十分な専門性をもった支援の実現

49

事例報告 (資料としては省略)

50

弁護士としてお願いしたいこと

- 何かトラブルがあれば、すぐに相談を
- 弁護士は障害および福祉制度について、無知・無理解
- 本人の障害特性についてのアドバイス
- コミュニケーションの持ち方についてのアドバイス（時には「通訳」としての役割を）
- 「罪に問われた」ことに対する福祉側の偏見
- 偏見を減らすための啓蒙活動
- 地域での受入れ体制の構築
- アセスメントの重要性